

よ。ス  
厚生省 援護局

## 遺骨送還案について

別紙確認者名簿の4名のもものは大韓民国からの  
回答により該当者と認められる。

ついでには、大韓民国への送還について下記により  
措置することといたしたいので、ご検討願いたい。

### 記

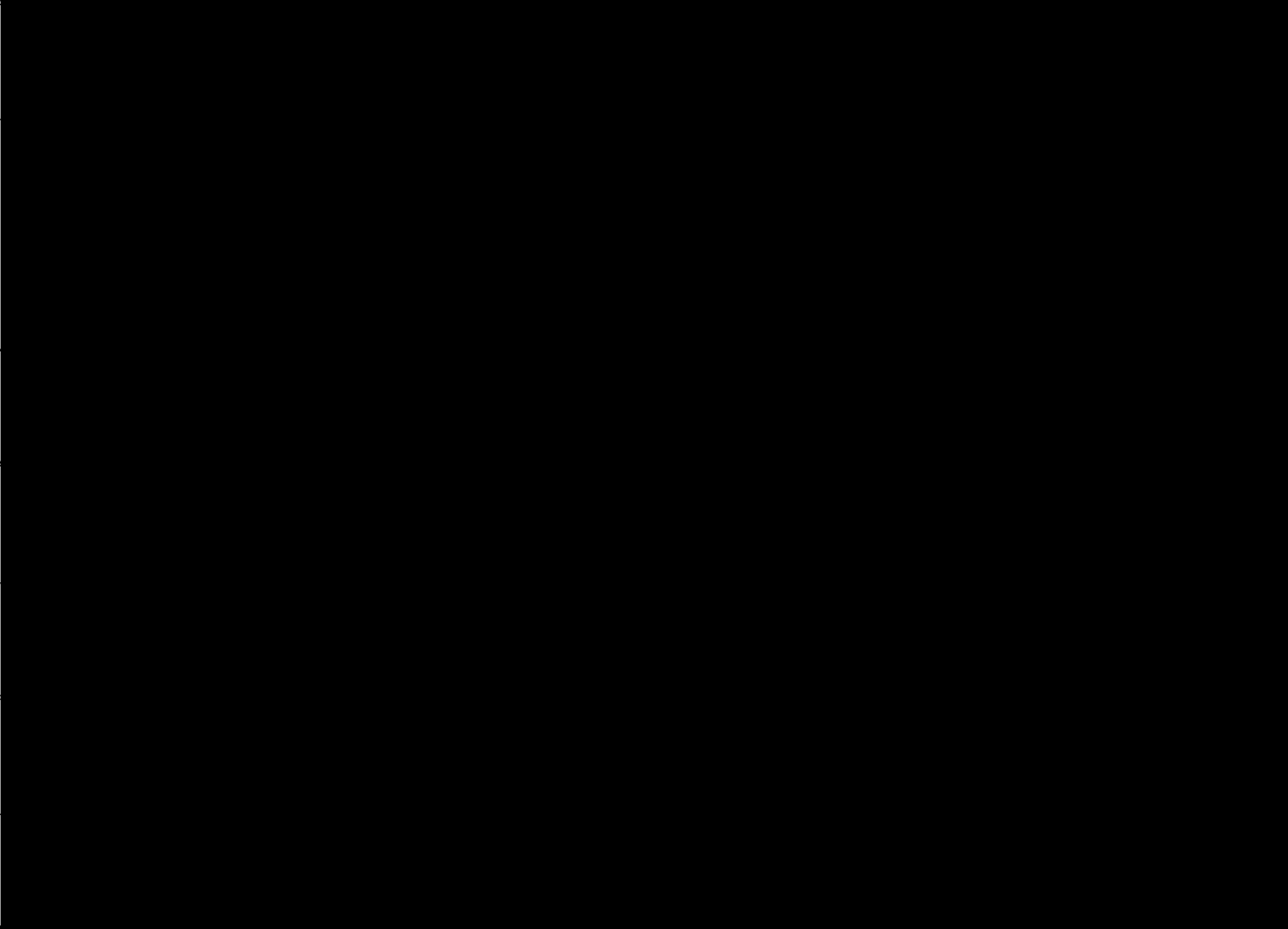
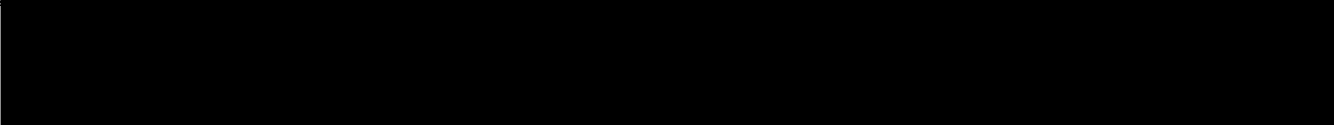
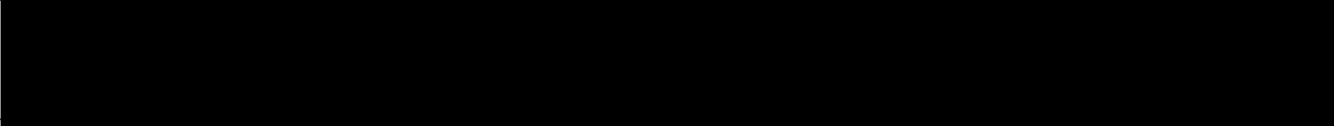
大韓民国名簿(送還対象748柱)のうち本籍地  
縁故者の身分関係不備なものとして現在照会中の  
残り322柱全部の回答を得てから別途送還措置を  
講ずることといたしたい。

しかし、個別送還の要望があれば、次のいづれか  
の方法によることといたしたい。

1. 4柱を在日大韓民国大使館に依頼して送還  
する。
2. 外務省において大韓民国出張の幸便により送  
還する。

(別紙)

確認者名簿(追加)の調査結果について

厚生省名簿 手 続 頁 数	戦没者氏名	厚生省の照会事項 名簿と本籍地の相違する者 <small>(上段-厚生省 下段-韓国)</small>	韓国政府の回答 ( )内は備考欄記載のもの	判 決
陸 1224				厚生省名簿の本籍地に微用当時 居住していたとしており、かつ韓国名 簿の本籍地に本名ありとしている ので該当者とする。
7				同 上
陸 1299				厚生省名簿の本籍地が行政 区域名称なしとしており、かつ韓 国名簿の地域に本名ありしてい るので該当者とする。
12				厚生省名簿の本籍地は改編以前 の名称であるとしており、かつ今回 は韓国名簿の本籍地を慶尚北道 と訂正しているので該当者とする。
海 116				
85				
海 246				
104				